

今回のテーマ:身体拘束の最小化

2024年診療報酬改定で「身体拘束の最小化」に取り組んでいるかどうか、入院医療全般に厳しく問われることとなりました。
当院では

**「身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体拘束等は
緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません」**

2024年7月1日 社会医療法人医真会 医真会八尾総合病院 「身体拘束適正化のための指針」より

「身体拘束の最小化」の基準

- 患者または他の患者の生命・身体を保護するために**緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束を行ってはならない**
- 身体拘束を行う場合、状況や時間、**やむを得ない理由などを記録する**
- **「身体拘束最小化チーム」を設置する**
＜最小化チームの役割＞
身体拘束の実施状況の把握・周知
最小化のためのガイドライン作成
院内の研修・・・など



～お知らせ～

- ①11月24日から11月30日は医療安全推進週間です。各自、安全宣言を行い医療安全向上に取り組みましょう。
- ②医療安全研修を12月9日(月)～12月27(金)の期間で実施します。

今月の一言

ラッキーで 済ますことなく 全部報告

引用：いろはかるた